

はろのへの窓

幌延町広報誌 No.729

2025

7
月号

注目 運動会特集2025……4・5ページ



今月の表紙 6月7日（土）に行われた幌延小学校運動会の様子です。
紅組・白組大接戦の熱き戦いが繰り広げられました。

幌延町ウェブサイト <https://www.town.horonobe.jp/>





簡易水道事業への移行に係る 農業用水道料金設定に向けた検討状況について

町では、上幌延地区、開進地区及び問寒別地区の農業水道（組合による運営）から町の簡易水道事業へ移行するため、水道施設の改修整備を進めてきました。

現在、簡易水道の利用区分に新たに農業用の水道料金区分を加えるため、料金案の設定や、供用開始に向けた準備を進めていますので、その検討状況についてお知らせします。

検討の必要性

●幌延町の水道

町の水道は、幌延地区や問寒別地区の市街地に給水する簡易水道事業（町が運営）と上幌延地区、開進地区、問寒別地区等に給水する農業水道（各地区の利用組合による運営）等に分かれています。

●水道施設の改修

上幌延地区、開進地区及び問寒別地区の農業用水道は、平成25年度以降、国の交付金等を活用し、浄水施設や配水管などの改修を進めてきました。

令和8年度供用開始を目標に水道施設の改修工事を進め、工事完了後に農業水道から簡易水道への切替工事を実施する予定です。

●簡易水道への移行

水道施設の改修工事に合わせて、幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正を議会へ諮ったうえで、上幌延、開進地区及び問寒別地区の農業水道を簡易水道事業に移行を予定しています（令和8年4月施行予定）。

現在の農業水道の利用料金は、各地区の利用組合ごとに異なる状況です。

が、簡易水道移行後は、町が水道事業を運営・管理するため水道料金を統一します。

農業用料金の検討状況

農業用料金の検討

水道事業の経営安定のため、簡易水道事業の現行水道料金区分である6区分（①一般家庭用、②団体用、③営業用、④工業用、⑤浴場用、⑥臨時用）に⑦農業用料金区分を新設します。

料金検討にあたっては、各組合の収支状況や利用実績を調査し、様々な料金体系のシミュレーションを行いました。

町議会（まちづくり 常任委員会）への説明・報告

令和5年度より上幌延地区・開進地区及び問寒

別地区農業用水道の簡易水道移行計画にかかる検討状況を随時、まちづくり常任委員会へ報告しています。

令和5年12月

農業用水道移行計画（案）の概要や水道改修工事等に係る予定等を説明。

令和6年10月

新料金区分として設定する「農業用の水道料金」に係る検討状況等を説明。

令和7年2月

簡易水道移行後の維持管理経費や利用水量等の見込みと料金案の詳細を説明。

令和7年6月

これまで実施した住民説明会の開催状況とその結果について説明。



住民説明会の開催

説明会を3回開催し、

いただいたご意見を踏まえて検討を進めました。

第1回（利用組合役員）

令和6年5月に開催。

農業用水道の町への移行計画等の概要について説明。

第2回（利用組合役員・組合員）

令和6年10月に開催。

農業用料金の検討状況、農家等使用者に対する負

担軽減の考え方について説明。

第3回（各地区住民）

令和7年4月上幌延地区・開進地区、5月間寒別地区で開催。

「農業用料金」の検討結果について説明を行い、検討した農業用料金案についてご理解いただきました。

※水道料金や水道施設の維持管理、水道メーター設置手続き等に関して、出席者からご意見が寄せられました。

簡易水道への移行に向けて

●今後の計画

町では、より安定した水道サービスの提供を目指し、現在の農業水道から簡易水道への移行に向けた準備を進めています。今後の計画は、令和7年9月の町議会定例会で幌延町簡易水道事業給水条例の一部改正について

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
20m ³ まで	月額 4,500円	21m ³ ～ 50m ³	1 m ³ につき 160円
		51m ³ ～150m ³	150円
		151m ³ ～	140円

「農業用」料金区分（案）

- ・ひと月の基本水量20m³まで
4,500円（基本使用料）及び超過使用料
- ・超過水量を3段階に設定
- ・使用量が多いほど単価が安くなる
「ていげん逓減型料金体系」を採用



農業者水道から簡易水道への給水管切替工事が完了した際には地区単位で、順次、簡易水道への移行を行っていく予定です。

簡易水道使用料金表

種 類	基本水量	基本使用料	超過使用料
①一般家庭用	10m ³ まで	月額 1,570円	1 m ³ につき 190円
②営 業 用	20m ³ まで	4,140円	240円
③団 体 用	20m ³ まで	4,140円	240円
④工 業 用	100m ³ まで	14,350円	170円
⑤浴 場 用	100m ³ まで	10,160円	120円
⑥臨 時 用	10m ³ まで	4,140円	510円

※ 別途メーター使用料がかかります。

問い合わせ
産業建設課
農業振興係

☎ 5-11115（告）

知端末5-8815

上下水道係

☎ 5-11116（告）

知端末5-8816

運動会特集

町内各小中学校で、体育大会・大運動会が開催されました。
保護者や地域の方々の声援のもと白熱した戦いが繰り広げられました。
今月号では、チーム一丸となって戦い抜いた児童・生徒たちの輝く姿をお届けします。

オーエス!
オーエス!

5月31日(土) 幌延中学校



サロベツの風



綱引き



徒競走



全員リレー



借り人競争



学年対抗長縄

6月7日(土)

幌延小学校

負けなぞ!

今年
は
勝
つ
ぞ!

くるくるタイフーン

ダンシング玉入れ

よっちょれ

リレー(低学年)

徒競走

エイリアンのお引っ越し

リレー(高学年)

6月15日(日)

問寒別小中学校



問寒別ソーラン2025

紅白対抗問寒別障害物競走2025

徒競走

全校リレー

ダンシング玉入れ

第3回

幌延町議会

(臨時会)

第3回幌延町議会（臨時会）は5月16日に開会され、承認3件、議案6件を原案どおり可決し、同日に閉会しました。

議決された案件は次のとおりです。

▼承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

（幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

▼承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

（幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について）
地方税法等の一部が改正

されたことに伴い、幌延町税条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

▼承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度幌延町一般会計補正予算（第7号））

令和6年度幌延町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

▼議案第1号

工事請負契約の締結について

（上幌延地区増設配水池建設工事）

令和7年度施行上幌延地区増設配水池建設工事について、1億1,228万8千円で土屋建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第2号

工事請負契約の締結について
（問寒別浄水

場導水管布設工事）

令和7年度施行問寒別浄水場導水管布設工事について、8,553万6千円で土屋建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第3号

工事請負契約の締結について

（大礼橋橋梁補修工事）

令和7年度施行大礼橋橋梁補修工事について、6,978万4千円で土屋建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第4号

工事請負契約の締結について

（問寒橋橋梁補修工事）

令和7年度施行問寒橋橋梁補修工事について、7,964万円で株式会社高橋建設と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第5号

工事請負契約の締結について

（北新橋橋梁補修工事）

令和7年度施行北新橋橋梁補修工事について、4,862万円で株式会社高橋建設と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第6号

工事請負契約の締結について

（公営住宅宮園団地2号棟改修工事）

令和7年度施行公営住宅

宮園団地2号棟改修工事について、7,612万円で株式会社森崎組と工事請負契約を締結するものです。

第4回

幌延町議会

(定例会)

第4回幌延町議会（定例会）は6月17日に開会され、報告5件、諮問2件、議案14件を原案どおり可決し、同日に閉会しました。

議決された案件は次のとおりです。

▼報告第1号

専決処分の報告について

（町道3条仲通線下水道管路改修工事請負契約の変更）

町道3条仲通線下水道管路改修工事請負契約金額1億709万6千円を1億688万7千円に変更することについて専決処分したことを報告しました。変更の主な理由は、概数で算定していた下水道管理設工事等に伴い発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を下回ったことによるものです。

▼報告第2号

令和6年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告について

令和6年度幌延町一般会計補正予算で設定した5事業に係る繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

▼報告第3号

有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について

▼報告第4号

株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について

有限会社幌延町畜産振興公社及び株式会社幌延町トナカイ観光牧場の令和6年度の経営状況を議会に報告するものです。

▼報告第5号

令和6年度幌延町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和6年度幌延町下水道事業会計における建設改良費のうち、翌年度に繰り越した額を議会へ報告するものです。

▼諮問第1号第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦について同意されました。

○人権擁護委員（諮問第1号）

稲垣 紘順（字下沼）
○人権擁護委員（諮問第2号）
高木 由香（字問寒別）

▼議案第1号

辺地に係る公共的施設の
総合整備計画の策定につ
いて

辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律第
3条第1項の規定に基づき、
議会の議決を経て策定する
ものです。

▼議案第2号

幌延町地区体育館条例の
一部を改正する条例の制定
について

幌延町地区体育館2施設
のうち、昭和43年建設の上
間寒地区体育館を、地域の
要望及び施設の老朽化に伴
い解体を進めることに伴う
改正です。

▼議案第3号

幌延町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例及び職
員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例の
制定について

育児休業、介護休業等育
児又は家族介護を行う労働
者の福祉に関する法律が改
正され、令和7年4月1日
から段階的に施行されてき
たところですが、令和7年
10月1日施行分の改正案が
示されたことに伴い、妊娠・

出産の申し出時における、
仕事と育児との両立に関す
る制度の周知や意向確認な
どに関する規定の整備等、
所要の改正を行う必要が生
じたことに伴う関係2条例
の改正です。

▼議案第4号

幌延町長等の損害賠償責
任の一部の免責に関する条
例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法及び地方自治
法施行令が令和6年4月か
ら施行されたことに伴い、
本条例の引用条項にズレが
生じていることから、整合
性を確保するための改正で
す。

▼議案第5号

幌延町家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改
正する条例の制定について

児童福祉法に規定する「児
童福祉施設の設備及び運営
に関する基準及び家庭的保
育事業等の設備及び運営に
関する基準の一部改正」に
伴い、関連する町条例の改
正です。

▼議案第6号

幌延町特別職報酬等審議
会条例の制定について

町長などの特別職の給料
や議会議員の報酬等の決定
において、町民の意見を反
映させ、公平で公正な報酬
決定を確保する必要性から、

地方自治法の規定に基づき、
政治的立場や個人的利害関
係にとらわれず、客観的な
視点から報酬や給料の適正
さを判断するための審議会
を設置しようとするもので
す。

▼議案第7号

工事請負契約の締結につ
いて
（問寒別地区給配水管改修工
事）

令和7年度施行問寒別地
区給配水管改修工事につ
いて、7,768万2千円で
土屋建設株式会社と工事請
負契約を締結するものです。

▼議案第8号

工事請負契約の締結につ
いて
（教職員住宅建設工事（建築
主体工事））

令和7年度施行（繰越）教
職員住宅建設工事（建築主
体工事）について、2億8、
930万円で株式会社佐々
木組と工事請負契約を締結
するものです。

▼議案第9号

工事請負契約の締結につ
いて
（問寒別浄水場建設工事）

令和7年度施行問寒別浄
水場建設工事について、6、
303万円で新谷建設株式
会社と工事請負契約を締結
するものです。

▼議案第10号

工事請負契約の締結につ
いて

いて
（問寒別浄水場膜ろ過施設
機械・電気設備工事）

令和7年度施行問寒別浄
水場膜ろ過施設機械・電気
設備工事について、1億5、
499万円で株式会社水機
テクノス札幌支店と工事請
負契約を締結するものです。

▼議案第11号

財産の取得について
（問寒別地区スクールバス
購入）

問寒別地区スクールバス
（29人乗り）1台を1,22
2万2千9百円で稚内三菱
自動車販売株式会社から購
入するものです。

▼議案第12号

財産の取得について
（小中学校学習用端末機器
購入）

小中学校学習用端末機器
202台を1,077万6
千7百円で東日本電信電話
株式会社から購入するもの
です。

▼議案第13号

令和7年度幌延町一般会
計補正予算（第1号）

補正の主な内容について
は、産業・地域振興センタ
ーの補修、地域運営組織の
支援、道路改良及び補修、
地域おこし協力隊員の採用
に伴う経費、防災備蓄庫の
新設、総合スポーツ公園の
補修、上間寒地区体育館の
解体など、緊急な課題に対

応するための
予算を計上し
ています。

▼議案第14号

令和7年度
幌延町国民健
康保険診療所
特別会計補正
予算（第1号）

補正の主な
内容について
は、入院患者
への食事提供
を安定的に行
うことを目的
に、厨房業務
を外部委託す
るため、歳出
予算を調整す
るものです。

議案第13～第14号

（単位：千円）

会 計 名	補正前	補正額	補正後
一 般 会 計	6,691,000	89,548	6,780,548
国民健康保険診療所特別会計	386,527	432	386,959

行政報告

天塩の国会議を構成する
西天北五町と株式会社タイ
ミーとの広域連携協定の締
結について

教育行政報告

学校教育及び社会教育の
概要について

一般質問

齊賀 弘孝 議員
・学校整備について
・マンホールカードについ
て

西天北5町と株式会社タイミーは 広域連携協定を締結しました

はたらくに“彩り”を。



中川町、天塩町、遠別町、幌延町、豊富町からなる西天北5町は6月2日、スキマバイトサービス「タイミー」を提供する株式会社タイミーと広域連携協定を締結しました。

協定には、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、多様な担い手の確保を通じた広域での経済活性化推進を目的とすることなどが盛り込まれています。今後の具体的な取り組み内容は、両者で協議のうえ、事業者および働き手の皆様に対してサービスの提供やサポートを行っていきます。



(左から) 中川町長、天塩町長、株式会社タイミー北海道支社長、遠別町長、幌延町長、豊富町長



タイミーは、働きたい時間と働いて欲しい時間をマッチングするスキマバイトサービスです。
企業は来て欲しい時間や求めるスキルを指定するだけで、条件にあった働き手がマッチングします。
規模や時間を問わず、様々な業種で利用可能です。

タイミーなら、欲しい時間の
働き手がすぐ見つかる!



参加無料

【事業者向け】サービス説明会のお知らせ

- | | |
|----|--------------------|
| 日時 | 7月24日(木) 午後1時30分から |
| 場所 | 幌延町役場 2階 大会議室 |
| 対象 | 町内企業・法人・事業所 |
| 申込 | 7月17日(木) まで |

お申し込み先・お問い合わせ先: 総務企画課 総務係

電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証および資格確認書の一斉更新について～

■全ての被保険者の方に資格確認書を交付します

7月4日から、役場住民生活課生活環境係および問寒別出張所で、現在ご使用の保険証または資格確認書の更新手続きを行います。

現在ご使用の保険証または資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までです。8月1日以降は新しい資格確認書をご使用ください。

過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は限度区分等が資格確認書に併記されています。

新しい資格確認書は黄緑色です

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の（１）と（２）両方の要件に該当する方 （１）同一世帯に住民税の課税所得28万円以上145万円未満の被保険者の方がいる。 （２）同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得金額」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円 ・老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
住民生活課 生活環境係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

幌延町国民健康保険の運営状況等について

町では毎年、国民健康保険の被保険者、医療費、保険税、当初予算額の状況についてお知らせしています。

(1) 被保険者の状況

令和7年4月末日現在で世帯数が310世帯、被保険者数が482人となっており、町民の約4分の1の方が国民健康保険に加入しています。

表1 幌延町国民健康保険加入率（令和7年4月末日現在）

幌延町全体	被保険者	加入率
1,186世帯	310世帯	26.1%
2,027 人	482 人	23.7%

(2) 医療費の状況

令和5年度決算の1人当たり総医療費は、363,353円、全道平均1人当たり総医療費は、446,493円で、全道平均より下回っています。

表2 1人当たり総医療費と平均被保険者数の推移

【北海道国保連公表資料】

年度	幌延町	全道平均	全道ランキング	平均被保険者数
令和2年度	323,379円	402,309円	134 / 157	595人
令和3年度	373,249円	421,056円	100 / 157	572人
令和4年度	339,683円	429,486円	132 / 157	538人
令和5年度	363,353円	446,493円	123 / 157	508人
令和6年度	—	—	—	480人

※1人当たり総医療費とは、自己負担額を含めた総医療費を被保険者数で割った額。

(3) 国民健康保険税の状況

令和5年度決算の1人当たり保険税調定額は、123,990円、全道平均1人当たり保険税額は、99,319円で、全道平均を上回っています。

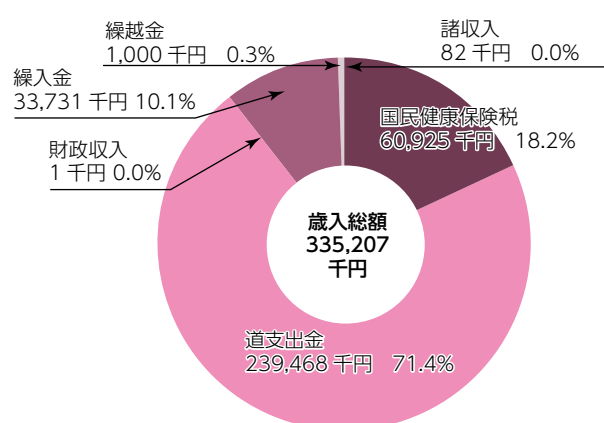
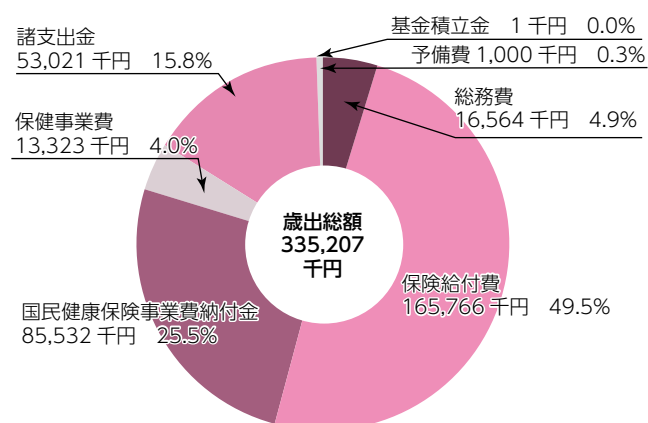
表3 1人当たり保険税調定額

【北海道国保連公表資料】

年度	保険税調定額		保険税調定額 全道ランキング
	幌延町	全道平均	
令和2年度	123,709円	94,012円	53/157
令和3年度	121,573円	94,068円	59/157
令和4年度	111,576円	95,345円	85/157
令和5年度	123,990円	99,319円	69/157
令和6年度	130,428円	—	—

※1人当たり保険税額は、現年度保険税額を平均被保険者数で割った額。

(4) 令和7年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況



国民健康保険制度の財政は、被保険者の医療給付などにかかる費用を、国・北海道から交付される補助金などと、被保険者の方が納めた保険税により運営しています。

国民健康保険の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせおよび各種医療受給者証の更新について

現在使用されております国民健康保険の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせおよび各種医療費受給者証は**令和7年7月31日まで**が有効期限となっております。つきましては、下記期間において更新手続きを実施いたします。

また、各種医療受給者証をお持ちの方には、更新の案内文書を送付いたしますので、下記期間に申請をお願いいたします。

●日程・更新場所

7月4日(金)～31日(木)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方【役場住民生活課生活環境係 窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方【問寒別出張所】

●更新の対象となるもの

- ・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ※
- ・重度心身障害者医療費受給者証（緑色）
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証（黄色）
- ・こども医療費受給者証（白色）

●お持ちいただくもの

≪国民健康保険被保険者証を更新される方≫

- ・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ※
- ・就学のため町外にお住まいの方については、在学証明書または身分証明書（学生証）の写し

≪各種医療費受給者証を更新される方≫

- ・受給される方の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ（前回更新時から保険が変更になっている場合のみ必要）
- ・高校生以上の受給者については、在学証明書または身分証明書（学生証）の写し

※令和6年12月2日以降に新規発行および更新を行っていない場合は、国民健康保険被保険者証

●その他

- ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方には資格確認書、保険証利用登録をしている方には資格情報のお知らせを交付します。
- ・マイナンバーカードで医療機関を受診する際は、事前に保険証利用登録が必要になりますのでマイナポータル、医療機関または役場住民生活課窓口にて、登録手続きをお願いします。



お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

投票区・投票所の変更について

町選挙管理委員会では、第3投票区(下沼地区)の有権者の減少に伴い、各投票区の公平性の確保や効率的な投票所運営を図るため、次のとおり第2投票区と第3投票区の統合を決定しました。

下沼地区・字幌延地区の一部にお住まいの方は、令和7年7月執行の参議院議員通常選挙より、投票所が「下沼寿の家」から「総合体育館」に変わります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【現行】

投票区	投票所名称
第1投票区 (上問寒) (中問寒) (問寒別・雄興)	問寒別 生涯学習センター
第2投票区 (開進・上幌延) (字幌延・北進) (幌延市街)	総合体育館
第3投票区 (下沼・字幌延)	下沼寿の家



【変更後】

投票区	投票所名称
第1投票区 (上問寒) (中問寒) (問寒別・雄興)	問寒別 生涯学習センター
第2投票区 (開進・上幌延) (字幌延・北進) (下沼・幌延市街)	総合体育館

お問い合わせ先:選挙管理委員会事務局(総務企画課総務係) 電話:5-1111 告知端末:5-8811

北留萌消防組合消防職員募集のお知らせ

北留萌消防組合では、消防職員を募集いたします。

主な募集要項は次のとおりとなっております。

【募集区分】

- ①救急救命士取得者又は取得見込者(令和8年4月1日時点で40歳まで)
- ②一般消防職員(高校卒業以上で令和8年4月1日時点で40歳まで)
- ③社会人経験者(高校卒業～5年以上/大学卒業～3年以上又は救命士取得者で40歳程度まで)

【受付期間】

令和7年7月31日(木)まで ※社会人経験者枠は期間を設けず応募状況により受け付けを終了します。

【試験日】

令和7年8月26日(火) ※社会人経験者枠は期間を設けず応募状況により試験日を決定します。

【試験会場】

北留萌消防組合消防本部(苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地)

【試験科目】

区分①・③:論文・面接・体力検査 区分②:教養・論文・面接・体力検査

※全ての区分において試験は1日で終了します。

【勤務地及び募集人員】

北留萌消防組合消防署・支署内 / 8名程度

※幌延支署では募集区分に関わらず1名募集いたします。

詳しくは『北留萌消防組合ホームページ』をご覧ください。

<https://www.kitarumoi.com/>



お問い合わせ先:北留萌消防組合消防署幌延支署 電話:01632-5-1159

地域おこし協力隊

通信

VOL.114

集落支援担当 出口正美隊員



皆さまこんにちは。問寒別で地域おこし協力隊集落支援を担当している出口です。6月末で協力隊を卒業することになりました。様々なことが思い出されるのですが、除雪以外は良い思い出ばかりです。

着任してすぐに日赤奉仕団の活動に声をかけていただき、ボランティア活動に参加させていただきました。プライベートでも仲良くしていただき感謝しております。またタイミングよく問寒別駅100周年記念行事があり、準備段階から関わらせていただきました。多くの行事に参加させていただき、経験を積ませていただきました。

着任後約1年は事務所には私1人だけでした。真冬にストーブが止まったり、トイレが凍ったりとトラブルもありましたが今となっては楽しい思い出です。

2年目からは同年代のNPO理事と一緒に仕事をさせていただくことになり、地域のこと・仕事のことなど教えていただきました。

また昨年末からは女性3人が加わり、より多くの活動が出来るようになってきたと思います。NPO職員・役員の方、問寒別住民の方、役場の方、その他大勢の方にたいへんお世話になりました。まだまだ課題がある中での、途中離脱は申し訳ないと思っています。

最後に、問寒別がよりよい地域となる事を願ってお礼の言葉とさせていただきます。

2年間ありがとうございました。



7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動によせて、石破内閣総理大臣からのメッセージをご紹介します。

第75回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆さまが、犯罪・非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、多くの方々のご賛同・ご協力を得て、今年で75回目を迎えました。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会の中での“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。また、過去の過ちから立ち直ろうとする人々には、十分な時間と地域の中での居場所が必要です。悩める方々に寄り添い、互いに相手を受け容れることが、安全で安心な明るい社会の実現につながります。

こうした観点から、私たちが暮らす地域では、保護司や協力雇用主を始めとする「更生保護ボランティア」の皆さまが、社会復帰を目指す人々を身近で支え、その再出発を助けています。政府においても、再犯防止のための就労支援、保護司等の連携強化、町ぐるみの防犯活動の促進などに取り組んでいます。

この運動を通じて、より多くの国民の皆さまに、立ち直り支援の活動を知っていただき、協力の輪が広がっていくことを期待いたします。併せて、「人は変わる」と信じ、それを持つことの大切さについても、ご理解をいただければ幸いです。

「幸福の黄色い羽根」のもと、多様な背景を持つ人々が、理解し合い、支え合うことによって、犯罪や非行のない明るい地域社会が実現するよう取り組んでまいりますので、国民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

7～9月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者 講習(2時間)	優良運転者 講習(30分)	一般運転者 講習(1時間)	違反運転者 講習(2時間)
7月8日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
8月2日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
9月2日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
9月3日(水)	幌延町消防署二階	18:30～			

中小企業退職金共済(中退共)制度のご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

※一部対象外あり。詳しくは、ホームページをご覧ください。

○詳しくはホームページをご覧ください。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



○オンラインによる制度説明会を実施しています。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/index.html>



○パンフレットもご覧いただけます。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/download/>



お問い合わせ先: 中退共本部 電話: 03-6907-1234

7月17日は「北海道みんなの日」です

北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、1869年(明治2年)、明治政府に「北加伊道(ほっかいどう)」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

北海道の魅力と価値を再発見し、北海道を誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として平成29年に制定しました。

この日をきっかけに、道民の皆さまには北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。



巡視船さるべつ体験航海のご案内

稚内海上保安部では、中高生の皆様に海上保安庁の業務を知っていただくことを目的に巡視船さるべつの体験航海（稚内クルーズ）を実施します。

○日 時

7月27日（日） ①10:00～10:30 ②13:30～14:00 ③15:00～15:30

○対象者

宗谷地方の中高生及びそのご家族

○お申し込み方法

- ・乗船を希望される方は7月5日（土）9時から右記QRコードによりお申込みください。
- ・先着順（各回15名程度）とし、人数に達した段階で応募を締め切ります。

○その他

- ・荒天の場合等、中止となる可能性があります。
- ・操船体験やリクルート情報紹介などを予定しております。



お問い合わせ先:稚内海上保安部 管理課 電話:0162-22-0118

宗谷岬灯台一般公開のご案内

稚内海上保安部では、航路標識の役割等の理解を深めていただくため、宗谷岬灯台の一般公開を実施します。

○日 時 7月21日（月）10時～15時

○場 所 稚内市宗谷村 宗谷岬灯台

○その他 ・荒天の場合等、中止となる可能性があります。

お問い合わせ先:稚内海上保安部 交通課 電話:0162-24-8810

マリレジャー愛好家のみなさまへ

マリレジャーを楽しむためには、いくつかの注意が大事です。

▽海へ行く前にその日の気象海象をチェック

▽釣り中や船に乗る際はライフジャケットを常時着用

▽携帯電話等の連絡手段の確保

▽海水浴場以外の一般海岸や遊泳禁止区域等では泳がない

▽プレジャーボートに乗る際は発航前検査の確実な実施

▽SUPやカヌー等に乗る際は基本的な知識・技能を身につける

事故に遭ってしまった、または事故を見かけた場合は、海上保安庁直通の緊急ダイヤル118]番、「海のもしものは118番」にご連絡ください。

また、海上保安庁では、釣り、遊泳、カヌー等のマリレジャーを誰もが安全、安心してたのしめるように、それぞれの種別に応じた事故防止のための情報サイト「ウォーターセーフティガイド」を解説していますので、ぜひご活用ください。

ウォーターセーフティガイド

検索

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety>



お問い合わせ先:稚内海上保安部 交通課 電話:0162-24-8810

5月25日(日)

ワラベンチャー問寒別クラブ 「問寒別の動物散策ツアー」

今年度第1回目のワラベンチャーの活動は、北大天塩研究林の高木林長、大平氏、菅野氏を講師に迎え、天塩川の川沿いに住んでいるオジロワシや森に住んでいるネズミを探す、「問寒別の動物散策ツアー」を開催しました。当日は、オジロワシやネズミが姿を現すことはありませんでしたが、野山を歩き、問寒別地域の自然を満喫しました。



5月26日(月)
28日(水)
29日(木)

町営草地(南沢団地・問寒別団地)の入牧

5月26日に問寒別団地、28日～29日に南沢団地で入牧作業が行われました。

町内の酪農家から預託された若牛461頭(南沢団地307頭、問寒別団地154頭)が、広い牧草地へ放牧され、退牧を迎える秋までの間、のびのびと過ごします。



6月3日(火)

令和7年度 権利擁護推進研修会 (多職種連携研修会)

役場大会議室にて、医療、介護、福祉従事者等の関係者向けの「権利擁護推進研修会」が開催されました。本研修会では、東京大学大学院教育学研究科地域後見推進プロジェクト特任専門職員東氏を講師に迎え、「権利擁護ってなに?」をテーマとし、誰もが自分らしく暮らし続けられる権利擁護支援について、わかりやすくご説明いただきました。



6月7日(土)

幻の青いケシ「ブルーポピー」が咲きました

トナカイ観光牧場ノースガーデンでは、6月上旬から7月上旬にかけてブルーポピーが開花しました。昨年はわずか数輪の開花となりましたが、今年は昨年の本数を上回るブルーポピーが開花し、ノースガーデンを鮮やかな青色で彩りました。



6月14日(土)

ふるさと自然体験チャレンジ教室 「地引網・海釣り体験」

天塩町の天塩港にて、「地引網・海釣り体験」が開催されました。地引網体験では、北るもい漁業協同組合協力のもと、力を合わせ沖に入れた網を引き上げました。また、海釣り体験では、遊考会指導のもと、海釣りを楽しみました。



6月15日(日)

道道豊富遠別線花壇整備

道道豊富遠別線の花壇整備をさくら町内会、第7町内会、第9町内会、第10町内会の皆さまと役場職員有志で行いました。土の掘り起こしや花植えなどを行い、今年も歩道が色とりどりの花でいっぱいとなりました。



国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度について

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納付する必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合があります。そのような場合は、未納のままにせず、「**国民年金保険料免除・納付猶予制度**」の手続きをすることで、保険料の納付が免除または猶予となる場合があります。申請を行わずに保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢基礎年金や、障害・死亡といった不慮の事態が発生したときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができないおそれがあるため、保険料の納付が困難なときは申請しましょう。

また、所得があっても、失業した場合は申請することにより、保険料の納付が免除または猶予となる場合があります。必要な書類を添付のうえ、申請してください。

※学生の方はこの制度が利用できないため、「学生納付特例制度」を利用してください。

学生納付特例制度については広報誌5月号に掲載しています。



保険料免除

(承認されると保険料の納付が免除になります。)

- ・免除額は【全額】【4分の3】【半額】【4分の1】の4種類です。
- ・対象者は**本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の方**です。
※一部免除の場合は減額された保険料を納付しなければ未納期間となるため必ず納付してください。
- ※免除期間は年金の受給資格期間に算入されますが、将来受け取る年金額は、保険料を納めた時に比べて2分の1になります。

保険料納付猶予

(承認されると保険料の納付が**猶予**されます。)

- ・対象者は**20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の方**です。
※納付猶予期間は年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○申請手続きについて

必要な書類

- ・個人番号カードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ・退職(失業)による申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の写し)



申請期間

- ・令和7年度の免除等の申請は令和7年7月1日からできます。
※保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)はさかのぼって免除等の申請が可能です。(令和7年7月に免除申請した場合は、令和5年6月分の保険料までさかのぼれますが、保険料をすでに納付している月は免除できません。)

申請方法

- ・役場または年金事務所の窓口
- ・電子申請
(スマートフォン等とマイナンバーカードでマイナポータルから手続きします)



○追納について

- ・保険料免除・納付猶予は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。ただし、保険料免除・納付猶予を受けた年度から3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

詳細な内容については日本年金機構のHPから確認できます。

【国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度】

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html>)



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-33-7011

住民生活課 税務住民係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

7月 町民くらしのカレンダー

期日	行 事	時 間	場 所
1 火	問寒別プールオープン		問寒別プール
2 水	まちいちカフェ 未就学児芸術鑑賞会	9:45~ 10:00~11:00	保健センター こども園
3 木			
4 金	わくわくひろば	10:30~11:30	子育て支援センター
5 土			
6 日			
7 月	すきっぷくらぶ	10:30~11:30	子育て支援センター
8 火	まちいちカフェ	10:00~	問寒別生涯学習センター
9 水	特定健診・がん検診 幼年消防クラブ・女性防火クラブ 「火の用心」防火パレード(雨天中止) 心療内科・精神科	6:00~(予約制) 10:00~	保健センター 幌延市街 国保診療所
10 木	特定健診・がん検診 生きがい教室	6:00~(予約制) 13:30~15:30	保健センター 総合体育館
11 金	読み聞かせ 問寒別出張診療	11:00~11:30	幌延町生涯学習センター 問寒別国保診療所
12 土	ふるさと体験チャレンジ 教室「カヌー体験」	9:20~12:00	三日月湖
13 日			
14 月	出張ひろば 幌延神社例大祭(宵宮祭)	10:00~11:00	問寒別へき地保育所
15 火	幌延神社例大祭 (例祭・御神輿渡御)		
16 水			
17 木	ファミサポ研修会	10:00~11:30	子育て支援センター

18 金	にこにこ教室	9:30~	保健センター
19 土			
20 日			
21 月	海の日		
22 火			
23 水	にこにこ教室 心療内科・精神科	10:00~	問寒別生涯学習センター 国保診療所
24 木	わくわくひろば すくすく健診 各小中学校終業式 (夏休み7/25~8/18) 動植物写真展(8/4まで)	10:30~11:30 13:00~	子育て支援センター 保健センター 金田心象書道美術館
25 金	ラジオ体操(8/2まで) 朝活(学習支援) まちいちカフェ	6:30~ 9:40~11:30 9:45~	役場駐車場 幌延町生涯学習センター 保健センター
26 土	おもしろ科学館2025inほろのべ サイエンスピアガーデン・ サイエンスカラオケ大会	9:30~16:00 16:30~20:00	総合体育館・ゆめ地創館 総合体育館屋外特設ステージ
27 日	おもしろ科学館2025inほろのべ	9:30~16:00	総合体育館・ゆめ地創館
28 月	朝活(スラックライン教室)	9:40~11:30	総合体育館
29 火	朝活(人形劇)	9:40~11:30	国際交流施設
30 水	朝活(学習支援) 問寒別神社祭(本祭)	9:40~11:30	幌延町生涯学習センター
31 木	朝活(産業体験) 親子サロン	9:40~11:30 10:30~11:30	未定 子育て支援センター

※ 子育て支援の事業については告知端末機でご案内します。随時ご確認ください。



■お悔み申し上げます
笠松 榮子さん(90歳)宮園町
福田 忠雄さん(75歳)字幌延

戸籍の窓
5月



寺島 六花ちゃん
令和6年9月2日生

字幌延

お父さん 祐平さん
お母さん 彩加さん

はじめまして。貫禄たっぷり、わが家のアイドル六花です♪
みんなに甘やかされ、たくましく成長中! 家族全員がメロメロで、寺島家に癒しと平穏をもたらしてくれています。兄妹仲良く、元気に育ってね。



新規採用職員の紹介

大村 奈緒美
(おおむら なおみ)



- 所 属 幌延町国民健康保険診療所 看護師
- 出身地 滝川市
- 趣 味 ゲーム
- 好きな食べ物 寿司

はじめまして。この度、幌延町国民健康保険診療所の看護師として勤務することとなりました。まだわからないことも多いですが、どうぞよろしくお願いいたします。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円

7月11日(金) 2種類同時発売!

発売期間 7/11(金)~8/11(月)

公益財団法人北海道市町村振興協会

ほろのべの裏窓

■先日、トナカイ観光牧場ノースガーデンへ行き、町の話でも紹介しました。ブルーポピーを見に行ってきた。暑さに弱く、涼しい気候の場所ので栽培されるブルーポピーは栽培の難しさから幻の花と言われていますよね。本町の冷涼な気候を活かして始めたブルーポピーの栽培ですが、数年前の記録的な暑さで苗の大半が枯死してしまい開花本数が減ってしまっていました。少しずつ回復し、今年は多くのブルーポピーが咲きました。写真で見たとおり、澄んだ湖水のように美しい青色でした。来年もたくさん咲くように祈っています!

■いよいよ夏本番。町内ではこれから様々なイベントが控えています。全力で楽しむためにも熱中症などには十分気を付け、こまめに水分補給を行ってくださいね。それではまた来月号でお会いしましょう!

五月定例俳句会作品 幌延ほおずき俳句会

トラクターシフト噛みあい書き踏む
踏青や農夫畦道ゆらり行く
深呼吸して第一打青き踏む
青き踏む青果てしなき牛の里

小川 遼太郎
富樫 とも子
小玉 利治
田中 徹男



まちのうごき

令和7年5月末日現在 ※()内は前月比

人 口

男 1,060 (2)
女 959 (-10)
合計 2,019 (-8)

世帯数 1,181 世帯(-5)

広報へのご意見、ご要望をお寄せください

総務企画課 企画振興係

電話 5-1114 / 告知端末機 5-8814



広報ほろのべの窓 7月号

令和7年7月
発行/幌延町

■企画・編集/総務企画課 企画振興係 ■印刷/株式会社須田製版
■幌延町ホームページアドレス/ <https://www.town.horonobe.lg.jp>

UD FONT この広報誌は、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。